

九州電力川内原発 2 号機の再稼働に強く反対し抗議する声明

- 1 2015 年 10 月 15 日、九州電力川内原発 2 号機が再稼働した。同年 8 月 11 日の川内原発 1 号機の再稼働に引き続き、政府及び九州電力は、またしても原発のない社会を望む大多数の国民の声を無視して再稼働に踏み切った。

伊藤祐一郎鹿児島県知事は、「重大事故で住民が避難することになれば、我が国の原子力政策は終わる。それくらいの認識で原子力規制委員会も審査をしていると思うし、電力会社もその気持ちで対応してほしい」と述べ、避難計画の不備を黙認する姿勢を示している。県民の命を預かる知事としての役割を放棄するものといわざるを得ない。また、政府は、今後の他の原発の再稼働についても「原子力規制委員会によって世界で最も厳しいと言われる新規制基準に適合すると認められたものについて、その判断を尊重し、再稼働していく。その政府の方針に変わりはない」とするが、当の原子力規制委員会は、新規制基準に適合したとしても原発の安全性が確保されたということではないと明言しており、原発事故の責任の所在を曖昧にした全く無責任な政策だと言わざるを得ない。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この歴史的暴挙に強く抗議する。

- 2 自由法曹団は、これまでも新規制基準は決して安全性基準ではないという事実を直視し、新規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、警鐘を乱打してきた。

2015 年 4 月 14 日の福井地方裁判所の高浜原発運転差止仮処分決定においても、新規制基準は緩やかにすぎ、新規制基準に適合しても原発の安全性は確保されず、新規制基準自体が合理性を欠くものであると明確に判断されている。

- 3 特に川内原発に関しては、川内原発の抱える巨大噴火対策、緊急時対応、避難計画等の具体的な問題点を示してきた（2014 年 5 月 19 日付け「川内原発の再稼働に向けた動きに反対する決議」、2014 年 7 月

23日付け「川内原発の再稼働に反対する声明」、2014年11月7日付け「住民の意思を無視して鹿児島県薩摩川内市議会、同市長、鹿児島県議会及び同県知事が川内原発再稼働に同意したことに対し強く抗議する声明」。

火山噴火の危険性については、昨年9月の御嶽山だけでなく、本年5月の口永良部島、本年8月の桜島、本年9月の阿蘇山の噴火などの一連の九州地方での噴火が全く予知できなかったことをみれば明らかなどおり、事前の噴火予知は不可能であるし、仮に異変を察知したとしても、噴火の規模を判断することは困難であり、原発を止めるか否かの判断をすることは事実上不可能である。さらには、予兆観測後に川内原発敷地内の使用済み核燃料を外部に搬出するというのも、搬送手段・搬送期間・搬送場所など具体的な策はなく、現実的に不可能である。

また、避難計画に関しては、実効性の乏しい机上の空論と言わざるを得ず、万が一の事態に住民の安全を確保することは不可能である。例えば、川内原発から約1キロの距離にある川内市久見崎町滄浪地区は、原発事故と地震などの複合災害で避難路がすべて断たれ、孤立する恐れがあると国に対応を求めてきたが改善されておらず、これでは住民の命を見捨てたも同然であり、断じて許されない。

- 4 原発が稼働していなかった猛暑でも電力は毎年安定的に供給されており、原発稼働ゼロによる電力不足の懸念はなく、原発を再稼働する必要性はない。

自由法曹団は、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず、住民の命や生活の安全を無視する川内原発2号機の再稼働に強く反対し抗議する。

2015年10月19日

自由法曹団 団長 荒井新二